

市第78号議案

横浜市墓地運営等基金条例の一部改正

横浜市墓地運営等基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市墓地運営等基金条例の一部を改正する条例

横浜市墓地運営等基金条例（平成18年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「メモリアルグリーン」の次に「並びに横浜市が戸塚区において新たに整備する墓地」を加える。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市が戸塚区において新たに整備する墓地の整備の促進及び健全な運営を図ることを横浜市墓地運営等基金の目的として追加するため、横浜市墓地運営等基金条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市墓地運営等基金条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（目的及び設置）

第1条 横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第4項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。）及び機械式の納骨堂（同条第6項の納骨堂をいう。）に限る。）及びメモリアルグリーン並びに横浜市が戸塚区において新たに整備する墓地の健全な運営及び整備の促進を図るため、横浜市墓地運営等基金（以下「基金」という。）を設置する。